

平成 23 年度施策に関する事後評価書（案）
（モニタリング評価対象施策）

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。				
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量を削減するとともに、既に冷媒等として使われたオゾン層破壊物質の回収及び破壊を推進し、大気放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	-	142,616	130,079	106,222
	補正予算(b)	-	0	0	0
	繰り越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	142,616	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	-	95,754	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPTon)	基準値	実績値					目標値
			元年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	32年度
			5,562	770	787	518	453	調査中	0
			年度ごとの目標値						
	2	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(Ton)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	3,168	3,773	3,601	3,895	調査中	増加傾向を維持
			年度ごとの目標値						
	3	業務用冷凍空調機器の廃棄時フロン類回収率(パーセント)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
			-	27	28	30	31	調査中	60
			年度ごとの目標値						
	4	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPTon)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			-	3,773	4,243	3,413	4,466	調査中	減少傾向を維持
			年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成19年10月から改正フロン回収・破壊法が施行され、19年度、20年度に比べ、21年度の冷媒フロン類回収量は景気の変動等の影響により若干減少したが、22年度は再び増加傾向となった。今後も引き続き、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p>
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議を平成23年7月に開催し、今後のフロン類等対策の課題解決に向けての対策について検討を開始した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	平成22年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書(環境省)
-------------------------------	--------------------------------

担当部局名	フロン等対策推進室	作成責任者名	フロン等対策推進室 長 高澤 哲也	政策評価実施時期	24年 6月
-------	-----------	--------	-------------------------	----------	--------

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				
施策の概要	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への積極的な貢献や、アジアをはじめとする各国や国際機関との連携・協力を推進する。				
達成すべき目標	地球環境保全に関して国際会議等における積極的な貢献を行い、国際的な環境政策を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	-	896,225	772,073	745,215
	補正予算(b)	-	0	0	0
	繰り越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	/
	合計(a+b+c)	-	896,225	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	806,371	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等	基準値	実績値					目標値	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-						-	
		年度ごとの目標値							/
	2 国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	IPCC第4次評価報告書	気候変動と水に関する技術報告書	IPCC第5次評価報告書骨子決定	IPCC第5次評価報告書執筆者決定	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	-	
		年度ごとの目標値							/
							目標年度		

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>1.国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献 ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)及び国際連合気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)への資金拠出、国内研究者のIPCC報告書執筆活動への参加の支援、IPCCのうちインベントリタスクフォース事務局(テクニカルサポートユニット:TSU)の活動への支援を通じ、我が国のプレゼンスを高めるとともに、我が国をはじめ各国の気候変動対策の基盤となる科学的知見の取りまとめに貢献した。</p> <p>○貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化が環境保全に与える影響の調査・分析を行い、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉、世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。</p> <p>2. アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進 ○地球環境保全に関して、G8、G20、国連持続可能な開発会議(リオ+20)、国連持続可能な開発委員会(UNCSD)、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の国際会議に関して、政府対処方針の作成への貢献や会議への出席、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告などを行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、日中韓三カ国や日モンゴルにおける環境協力の強化を推進した。</p> <p>○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。</p>
------------	--

	目標期間終了時点の総括	
--	-------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	IPCCの作業や関連の国際会議に我が国の専門家を派遣する、専門家による国内検討会等を設置する等により、学識経験者の知見を活用している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	国際連携課 国際協力室 研究調査室	作成責任者名	国際連携課長 塚本 直也 国際協力室長 新田 晃 研究調査企画官 福島 健彦	政策評価実施時期	24年 6月
-------	-------------------------	--------	---	----------	--------

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。					
達成すべき目標	地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	1,017,267	995,702	952,571
		補正予算(b)	-	0	0	0
		繰り越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	1,017,267	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	-	1,013,056	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 各種研究調査結果等の情報提供の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	各種成果を温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	各種成果をロードマップの策定、「気候変動適応の方向性(適応指針)」の策定に活用	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	-
	年度ごとの目標値							
	2 地球環境保全試験研究費による事業について、終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	各年度
		-	80% (4/5)	0% (0/3)	75% (3/4)	100% (1/1)	80% (4/5)	50%以上
	年度ごとの目標値		50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
			施策の進捗状況(実績)					目標
							年度	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○気象庁と連携して地球観測連携拠点を設置し、関係府省の地球観測の実施方針・実施計画の調整や各種の情報共有・重複調整等を行っている。</p> <p>○地球環境保全試験研究費により国の研究機関(国立研究所等)の研究費を一括して計上し、地球環境分野のモニタリングを各機関が連携・役割分担しつつ実施した。</p> <p>○平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始、解析結果の提供を平成22年2月に開始した。平成23年度も引き続き観測及びデータ等の提供を行うとともに、平成23年10月には全球の二酸化炭素収支(吸収・排出)マップを公表した。</p> <p>○地球環境戦略研究機関(IGES)に対し拠出金を支出することにより、同機関は地球環境保全に関する戦略に係る調査研究を推進し、政策提言や一般向けの普及啓発活動をタイムリーに実施した。また、同機関は、地球環境保全に関する調査研究に係る各種の国際ネットワーク等の事務局や我が国の窓口としての機能を適切に実施した。</p> <p>○アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)に米国等とともに拠出し、公募型共同研究プロジェクト、キャパシティビルディング型プロジェクトを実施するとともに、研究成果をまとめたレポートの発行や国際会議での発表を通して成果の発信を行った。</p>
------------	--

	目標期間終了時点の総括	
--	-------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地球観測連携拠点の運営に際しては、学識経験者からなる地球温暖化観測推進委員会の助言を得つつ、運営を行っている。 ・地球環境保全試験研究費の採択審査、中間評価（研究期間中間年に実施）、事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用し審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。 ・専門家によるGOSATサイエンスチームを運営し、そこでの議論をGOSATの運用に反映させている。 ・IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。 ・APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	研究調査室	作成責任者名	研究調査企画官 福島 健彦	政策評価実施時期	24年 6月
-------	-------	--------	------------------	----------	--------

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)				
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	2,171	2,377	2,285	2,199,470
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	2,171	2,377	(※記入は任意)	
執行額(千円)	1,654	1,994	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	①新成長戦略(平成22年6月10日) ②知的財産推進計画2010(平成22年5月21日)				

測定指標	1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	4 EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		—	93.4	93.2	96.4	95.4	集計中	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○全国の大気環境基準の達成状況については、おおむね改善又は高い達成率で横ばいとなっており、各種の施策の成果が着実に現れているが、二酸化窒素の自動車排出ガス測定局で環境基準が未達成の地点が残されている(平成22年度達成率:97.8%)。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成率は依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も低い状況である。</p> <p>○EANET分析精度管理目標達成率が改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。</p> <p>○中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十次答申(平成22年7月)等に基づく、二輪自動車等の国際的な基準の動向を考慮した排出ガス低減対策、ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置の耐久性・信頼性確保のための措置及びオフサイクルにおける排出ガス低減対策並びにディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策についての検討を行った。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、中国、ベトナム及びインドネシアを対象に、政策へのインプットに向けた取組を行うとともに、セミナーの開催、ウェブサイト拡充による我が国の環境産業等やアジア各国への情報提供、これまでの成果を国際的な会議において発信することによるパッケージアプローチの共有、実証・認証制度等の構築に向けた気運の醸成を図った。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、水質については、本土及び沖縄県内の計13施設・区域で排水処理施設及び公用水域のモニタリングを実施し、大気については、本土及び沖縄県内の計5施設でボイラー施設のモニタリングを実施した。</p> <p>○新たな公害防止管理方策の調査検討と公害防止取組促進のための仕組みづくりについて検討を行った。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチ普及のため、多国間協力としてアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を支援し、また、二国間協力として中国及びインドネシアにおいて協力を進め、事業実現可能性調査や共同研究等を実施した。さらに、国際研究機関に対するコベネフィット研究支援を行った。</p>
------------	--

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○平成21年にPM2.5に係る環境基準が設定されたこと、光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低いこと及び海外から我が国への越境移流が指摘されていることなどから、今後取組を強化していく。</p> <p>○光化学オキシダントやPM2.5に係る取組として、国内における常時監視網の整備等を通じた知見の集積とともに、国際的取組を通じた対策も必要であり、今後とも対策の検討を進める。</p> <p>○この他、酸性雨等の越境大気汚染や黄砂についても、「EANETの強化のための文書」や「環境協力を係る日中韓三カ国共同行動計画」等に基づいて国内外の取組を進めていく。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成状況は改善傾向にあり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について大気環境基準はおおむね達成されているものの、大都市部を中心に未達成局が存在していることから、引き続き自動車排出ガス対策を推進する。</p> <p>○国と地域が連携を図りつつ、大気環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な大気汚染の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成を行うとともに、さらなる密接な情報交換や意見交換を行っていく必要がある。</p> <p>○実効ある公害防止管理体制及び統合的な公害防止の在り方に関する海外での先進事例についての整理と地域ぐるみの公害防止取組促進のための検討を踏まえて、新たな公害防止管理方針について検討していく。</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会及び作業委員会並びにオフサイクルにおける排出ガス低減対策検討会等を開催し、審議を行った。 ・平成24年3月に中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会を開催し、平成23年度に環境省の実施した将来の環境状況に関するシミュレーション結果等について報告を行い、今後の対策検討に係る課題等に関する助言をいただいた。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂) ・EANET分析機関間比較プロジェクト報告書(EANETネットワークセンター)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>粕谷 明博 山本 光昭 西本 俊幸 弥元 伸也 水野 理</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	----------------

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質 (PM2.5)
 イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	目標年	目標値
①ア	99.8	99.8	99.6	99.7	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	89.5	99.6	98.8	93.0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0.1	0.1	0	調査中	-	100
カ	99.3	99.8	99.8	100	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	100	100	100	100	調査中	-	100
コ	-	-	-	32.4	調査中	-	100
②ア	94.4	95.5	95.7	97.8	調査中	-	100
イ	88.6	99.3	99.5	93.0	調査中	-	100
ウ	3.3	0	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100
カ	-	-	-	8.3	調査中	-	100
③ア	90.6	92	92.9	95.7	調査中	-	100
イ	92.5	99.5	100	99.0	調査中	-	100

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				
施策の概要	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。				
達成すべき目標	自動車・航空機・新幹線騒音等に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善、ヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	366	388	337	223,670
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	366	388	(※記入は任意)	
執行額(千円)	349	350	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	80.9	80.5	81.4	81.6	調査中	100
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
測定指標	2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			88.0	89.8	90.6	91.3	調査中	100
	年度ごとの目標値	/						/
測定指標	3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			73.8	76.0	74.4	77.8	調査中	100
	年度ごとの目標値	/						/
測定指標	4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			42.2	43.1	47.3	51.7	調査中	100
	年度ごとの目標値	/						/

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。 ○自動車騒音に関する環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要はあるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にあり、道路に面する地域における環境基準の達成状況は、91.3%となっている。 ○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況は航空機騒音が77.8%、新幹線鉄道騒音が51.7%であり、長期的には改善傾向にある。 ○騒音・振動に係る苦情件数は近年横ばいであるが、建設作業に係る苦情が増加していること、特に建設作業振動の苦情が全体の6割程度で近年推移していること、交通機関からの騒音に係る苦情も、おおむね横ばいであることから、今後とも必要な対策を図っていく必要がある。 ○悪臭に係る苦情件数は7年連続で減少しているが、サービス業に係る苦情件数の割合は増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。 ○自動車単体対策について、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態を調査するとともに、騒音の規制手法の抜本的見直しについて検討を行った。 ○ヒートアイランド対策については、対策導入にかかる課題や適応策の考え方をまとめた「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」をまとめ、対策の実施を推進した。 ○光害対策の一環でもあるスターウォッチング参加者数は、22年度は8,556人、23年度は5,599人と減少傾向にある。</p>
------------	--

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○騒音については、従来の規制的手法と合わせて、騒音ラベリング等の情報的手法のような規制以外の手法による騒音対策の推進を図る。また、風力発電施設からの騒音・低周波音については測定・評価・予測方法の確立を目指すとともに、低周波音の苦情に適切に対応するため、地方公共団体職員を対象とした講習会を継続して開催する。</p> <p>○悪臭については、簡易な嗅覚測定法を普及促進することで、苦情受付時の機動性向上を図る。</p> <p>○地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。</p> <p>○スターウォッチングの参加者が減少傾向にあるので、啓発方法を変更・強化することにより、参加者の増加を図る。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会並びにタイヤ単体騒音低減対策検討会等を開催し、審議を行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>室長事務取扱 粕谷 明 博 西本 俊幸 弥元 伸也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,728	2,076	2,382	2,320,540
	補正予算(b)	156	124		
	繰り越し等(c)	129	170	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	2,013	2,370	(※記入は任意)	
執行額(千円)	1,793	1,975	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 健康項目基準達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	99.1	99	99.1	98.9	調査中	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
測定指標	2 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	85.8	87.4	87.6	87.8	調査中	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
測定指標	3 各湖沼水質保全計画に定める目標値	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
			「別紙のとおり」					
	年度ごとの目標値	/						/
測定指標	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	「別紙のとおり」					100%
	年度ごとの目標値	/						/
測定指標	5 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値					目標値
		15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		384	259	278	208	集計中	集計中	250

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>○下層DO等の新規環境基準項目の検討、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた技術的な支援を行った。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討のための調査を実施した。</p> <p>○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率は、全体では87.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。また、湖沼のりん窒素濃度による水環境への影響を把握し、窒素含有量の排水基準に係る新たな湖沼指定方法の設定を進めている。</p> <p>○公害防止取組促進のための仕組み作りについて検討を行い、「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定した。</p> <p>○7次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減。東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善に向けた一層の取組が必要である一方で、大阪湾を除く瀬戸内海については、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直された。第7次水質総量削減については、平成23年6月に総量削減基本方針を策定し、平成24年2月にはそれらを受けた都府県の総量削減計画が策定された。</p> <p>○有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた委員会報告に基づき、有明海・八代海の再生のために必要な調査を順次実施した。</p> <p>○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴って平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施、日本周辺の海域における水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋モニタリング調査による陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の把握等を行うとともに、平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSに係る許可制度を適切に実施するため、環境影響評価やモニタリング等に関する手法の高度化の検討を進めた。</p> <p>○漂流・漂着ごみ対策については、平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、各地域において地域計画の策定が進められており、地域グリーンニューディール基金の活用等によって、各地域における回収・処理も行われているところ。国においても、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査等の調査結果等を踏まえ、海岸清掃事業マニュアルを作成するなど、適切かつ効率的な海岸漂着物の回収・処理手法の検討をすすめ、各自治体に情報提供を行っている。</p> <p>○地下水汚染の未然防止を図るための制度を創設する「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(改正法)が平成23年6月に成立したところであり、制度の円滑な施行のため、制度の改正内容をわかりやすく解説したマニュアルを策定するとともに、全国7都市において改正法説明会を開催し、周知を行った。</p> <p>○アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」において、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで6地区10箇所を実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。</p> <p>○微生物によるバイオレメディエーション事業の普及促進を図るため、適合確認手続に必要な指標及び基準の明確化等に関する調査検討を実施するとともに、これを受けて「微生物によるバイオレメディエーション利用指針の解説」の改訂を行った。</p>
-------------------	----------------	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○下層DO等国民の実感にあった新たな環境基準設定のための検討を実施する必要がある。</p> <p>○暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進と事業者への普及を進めるほか、生物応答を利用した水環境管理手法の取組の促進を図る必要がある。</p> <p>○健全な水循環の確保のため、国と地域が連携を図りつつ、水環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な水質汚濁の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成等を行う必要がある。</p> <p>○多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼水質保全特別措置法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る必要がある。</p> <p>○アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む必要がある。</p> <p>○関係都府県の総量削減計画に基づき、第7次水質総量削減を着実に実施していく必要がある。また、発生負荷量調査等について今後も継続的に把握し、総量削減の効果の的確に把握し、富栄養化が解消されつつある海域について、適切な負荷量目標の設定を行う必要がある。</p> <p>○中国との共同研究の成果を活用し、更なる東アジア諸国における海域の環境改善を進める必要がある。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量について、引き続き削減に努める。海底下CCSについては、経済産業省の実証実験に合わせて許可制度を適切に実施するため、環境影響評価書の審査体制を適切に構築するよう進めて行く。</p> <p>○各地域において引き続き適切な海岸漂着物の回収・処理を実施していただくとともに、海岸漂着物等の発生源対策をすすめ、各地域の漂流・漂着・海底ごみ問題の解決を図ることが必要となる。また、外国由来の漂着ごみについて、NOWPAP等の枠組も活用し、国際的連携のもとで、引き続きその削減に努めていく必要がある。</p> <p>○水質汚濁防止法の改正による新たな制度、措置のフォローアップや施策の充実を図ることにより、自治体・事業者による地下水汚染対策を推進し、地下水汚染の未然防止を図る。</p>
--	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」の議論に当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会を平成23年7月より3回開催し、審議を行った。 ・有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月にとりまとめた委員会報告に基づいた有明海・八代海の再生に向けた課題について順次解明。 ・平成24年3月に海岸漂着物対策について専門的な知見からの助言を得るため、海岸漂着物対策専門家会議を開催した。 ・学識経験者を委員とする「微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針検討会」を開催し、審議を行った。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度 公共用水域水質測定結果（環境省）
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>西本 俊幸 吉田 延雄 富坂 隆史 森 高志 宇仁菅 伸介</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	--	---------------	--	-----------------	----------------

各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/リットル]※COD は、75%値

			指標年度					目標値 (現行計画)		
			H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H27年度		
霞ヶ浦	西浦	COD	9.7	9.8	10	10	調査中	8.3		
		T-N	1.3	1.6	1.3	1.5		1.1		
		T-P	0.12	0.12	0.11	0.10		0.088		
	北浦	COD	9.8	10	11	12		8.2		
		T-N	1.2	1.4	1.2	1.7		0.99		
		T-P	0.14	0.17	0.13	0.14		0.096		
	常陸利根川	COD	9.6	9.7	9.7	10		8.1		
T-N		1.1	1.2	0.97	1.1	0.89				
T-P		0.11	0.12	0.10	0.1	0.072				
印旛沼		COD	12	9.6	9.8	10	調査中	9.7		
		T-N	2.4	2.6	2.7	2.9		2.7		
		T-P	0.14	0.11	0.11	0.14		0.13		
手賀沼		COD	9.7	9.1	10	9.6	調査中	8.8		
		T-N	2.5	2.6	2.4	2.5		2.4		
		T-P	0.16	0.15	0.14	0.16		0.14		
琵琶湖	北湖	COD	2.9	3.0	3.0	2.9	調査中	2.9		
		T-N	0.27	0.26	0.27	0.25		0.24		
		T-P	0.007	0.008	0.008	0.008		現状維持		
	南湖	COD	4.3	4.3	4.7	5.0		5.0		
		T-N	0.31	0.26	0.26	0.28		0.26		
T-P	0.015	0.013	0.011	0.016	0.016					
児島湖		COD	7.9	8.1	7.5	8.0	調査中	7.5		
		T-N	1.3	1.3	1.0	1.2		1.1		
		T-P	0.21	0.21	0.18	0.19		0.17		
諏訪湖		COD	6.2	6.8	6.0	6.7	調査中	H	4.8	
		T-N	0.78	0.81	0.81	0.84		23	0.65	
		T-P	0.048	0.045	0.050	0.053		現状維持 向上		
釜房ダム貯水池		COD	2.2	2.3	2.5	2.6	調査中	H	2.5	
		T-N	0.51	0.53	0.53	0.59		23	0.60	
		T-P	0.014	0.017	0.018	0.019		0.016		
中海		COD	5.6	6.0	5.9	5.3	調査中	H	5.1	
		T-N	0.60	0.47	0.51	0.61		25	0.46	
		T-P	0.072	0.060	0.059	0.062		0.046		
宍道湖		COD	6.2	6.1	5.5	5.9	調査中	H	4.6	
		T-N	0.52	0.49	0.48	0.67		25	0.49	
		T-P	0.056	0.056	0.040	0.073		0.039		
野尻湖		COD	2.0	2.3	2.4	2.2	調査中	H	1.5	
		T-P	0.007	0.005	0.005	0.006		25	現状維持 向上	
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	8.1	6.9	7.0	8.6	調査中	9.4		
		T-N	1.2	0.74	0.71	1.0		0.93		
		T-P	0.097	0.090	0.070	0.082		0.067		
	西部承水路	COD	9.5	10	8.8	9.7		H	9.5	
		T-N	1.1	0.92	0.87	1.2			1.4	
T-P	0.064	0.061	0.056	0.066	0.077					

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	78	72	77	81	調査中	100
		97	97	98	97		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	67	67	67	67	調査中	100
		67	67	67	100		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	63	74	68	63	調査中	100
		67	50	83	67		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	—	56	56	56	56	調査中	100
		57	86	43	86		100
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
赤潮の発生件数(瀬戸内海、有明海、八代海の順)[件]	基準値	実績値					目標値
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	20	99/41/24	116/29/14	104/34/16	91/35/14	○/29/13	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

赤潮の発生件数(瀬戸内海)の平成22年度実績値(“○”と表記)は未発表(平成24年度内に公表予定)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全				
施策の概要	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。				
達成すべき目標	市街地等土壌汚染対策として土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌環境を保全する。農用地について、土壌汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施するとともに、水域経由でのばく露リスク評価を実施する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	533	531	415,548	333,991
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	533	531	(※記入は任意)		
執行額(千円)	392	400	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 土壌汚染対策法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	71	-	-
	年度ごとの目標値							
	2 農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(%)	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	85	85	87	87	集計中	-
	年度ごとの目標値							
	3 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	80	100	100	100	100	
	年度ごとの目標値							
	4 水域経由でのダイオキシン類の曝露リスク評価	基準	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	-	
	年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○土壌汚染対策法の運用状況、土壌汚染対策の実態を把握するための都道府県・政令市への施行状況調査を実施した。また、指定調査機関の信頼性確保のための技術管理者試験を実施した。</p> <p>○農用地土壌汚染対策地域については、平成22年度末までに6,577haが指定されており、対策事業の実施等を経て、87%に当たる5,702haが地域指定を解除された。(平成23年度の数値については、平成24年12月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>○ダイオキシン類汚染土壌の下に非汚染土壌が敷設されていれば、ダイオキシン類は当該非汚染土壌で捕捉され、地下水へ移行する可能性は低いことが、カラム試験を通じて明らかになった。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○土壌汚染対策の実態把握のための施行状況調査結果を踏まえ、必要に応じて土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の検討を行う。また、水に関する環境基準等の改正を踏まえ、未規制物質の環境基準項目の追加、見直しの検討が必要。</p> <p>○農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○ダイオキシン類と有機化合物等との複合汚染の場合にあっては、ダイオキシン類が当該有機化合物等に吸着し、地下水へ移行するという報告が確認されたため、複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を明らかにする必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 農用地土壤汚染防止法の施行状況(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	土壤環境課	作成責任者名	粕谷 明博	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな農薬登録保留基準を速やかに設定する。				
達成すべき目標	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画を策定、遵守する。全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、農薬登録保留基準を速やかに設定するとともに、農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	283	254	199	300,395
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	283	254	(※記入は任意)	
執行額(千円)	265	216	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	当面の間
		315~343	286~307	215~223	158~161	158~160	集計中	176
	年度ごとの目標値		-	-	-	315~343	-	
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	大気100 公共用水域 水質97.5 公共用水域 底質99.5 地下水質 99.7 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.6 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.8 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	集計中	100
		年度ごとの目標値						
		年度ごとの目標値						
	3 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値
22年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度	
135		18	58	103	135	196	336	
年度ごとの目標値							157	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成22年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、平成22年の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成22年の全国環境調査結果では、大気・土壌・地下水は100%、その他も概ね環境基準を達成している。これらの状況を踏まえ、ダイオキシン類削減計画の改定作業を進めているところ。</p> <p>○農薬については、平成23年度、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準を新たに20農薬について設定し、また、41農薬について基準値設定不要と評価した。累計では196農薬を設定しており、年度ごとの目標を達成している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○ダイオキシン類については、国内排出量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策はきわめて有効であったと考えられるが、今後は、水質、底質等の環境基準100%達成に向けた取組が課題である。</p> <p>○平成19年5月にストックホルム条約(POPs条約)の第3回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針の改訂作業が開始される見込みであることから、我が国における発生源情報や対策手法に関する情報提供等を行い、今後の各国の施策検討に資する。</p> <p>○臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、インベントリの充実に努め、国際的な動向に関する情報収集を進め、POPs条約COP5で決議された作業プログラムに応じた情報提供等を行い、臭素系難燃剤等の廃絶プログラムへの協力を進める。</p> <p>○農薬登録保留基準は、農薬製造者等からの申請を受けて、設定するものであり、年度ごとに申請件数の変動があるものの、申請受付後速やかに処理してきた。引き続き、登録保留基準を速やかに設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類環境情報等調査検討会において、ダイオキシン類汚染の現状等の評価および、次期削減計画の削減目標等に係る検討を実施。(H22~23年度) ・臭素系ダイオキシン類に関する総括のためのワークショップを開催 有識者による臭素系ダイオキシン類の汚染の現状についての評価と今後の課題等について討議を実施。(H23年度) ・学識経験者を委員とする中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
-------------------------------	---

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名	水野 理 西嶋 英樹	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	----------------------	--------	---------------	----------	---------

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応					
施策の概要	被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。					
達成すべき目標	被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)			0	1,566,643
		補正予算(b)			1,097,681	
		繰り越し等(c)			229,495	※23年度予算
		合計(a+b+c)			(※記入は任意)	2次補正文科省移替
執行額(千円)			(※記入は任意)	予算額・442,277		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 アスベスト大気濃度暫定基準値(10[f/l])達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	99.2	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-			
2 東日本大震災の被災地における大気汚染に係る環境基準等達成率(%)		施策の進捗状況(実績)					目標	
		「別紙のとおり」					年度 100	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○東日本大震災の被災地において、常時監視対象物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素)、ダイオキシン類及び有害大気汚染物質(優先取組物質)の大気環境モニタリング調査を実施したところ、前期調査では30地点のうち1地点でヒ素及びその化合物の指針値を超えたが、後期調査では前期調査でヒ素の指針値を超えた地点を含む37地点のうち環境基準又は指針値を超えた地点はなかった。</p> <p>○東日本大震災の被災地周辺において、水環境における有害物質等による環境汚染の有無・程度等について、緊急的に公共用水域及び地下水の水質モニタリング調査を実施した。</p> <p>○東日本大震災の被災地において、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安の解消に努めるため、水質等のモニタリング調査を実施した。</p> <p>○東日本大震災の被災地周辺において水環境(河川、湖沼・水源地、海域、地下水)における放射性物質のモニタリングを実施した。</p> <p>○洋上漂流物については、その漂流経路等に係るシミュレーションを実施し、関係国等へ適切な情報提供を行った。</p> <p>○東日本大震災の被災地での環境大気中のアスベスト濃度について、暫定基準値を99%以上達成している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○被災地における大気の常時監視対象物質等のモニタリング調査では、ヒ素及びその化合物の指針値を超えた地点が1地点あったものの、当該地点におけるその後の調査ではヒ素の指針値を超過せず、その他の地点でも特に問題は見られなかったため、次年度以降継続して調査を実施する必要はないと判断した。</p> <p>○東日本大震災の被災地において、水質や有害物質のモニタリングを実施し、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安を解消に努める必要がある。</p> <p>○水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消に努める必要がある。</p> <p>○洋上漂流物に係るシミュレーションについては、2013年6月までの予測結果しか得られていないことから、さらに長期の予測を行う必要がある。</p> <p>○被災地での環境大気中のアスベスト濃度について、暫定基準値を99%以上達成しており、また得られた結果を公表し、アスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックする等有効に活用されている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・環境大気中のアスベスト濃度測定の結果については、厚生労働省と合同で開催している会議において結果の検証に当たり意見をいただいた。</p> <p>・洋上漂流物について、専門家を有する京都大学等と請負契約を交わし、漂流予測シミュレーションを行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	環境省報道発表資料 http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033
-------------------------------	---

担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課	作成責任者名	山本 光昭 吉田 延雄 森 高志 宇仁菅 伸介 早水輝好	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	--	--------	--	----------	---------

東日本大震災の被災地における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化硫黄	イ. 二酸化窒素	ウ. 浮遊粒子状物質
エ. 一酸化炭素	オ. ベンゼン	カ. トリクロロエチレン
キ. テトラクロロエチレン	ク. ジクロロメタン	ケ. アクリロニトリル
コ. 塩化ビニルモノマー	サ. クロホルム	シ. 1,2-ジクロロエタン
ス. 水銀及びその化合物	セ. ニッケル化合物	ソ. ヒ素及びその化合物
タ. 1,3-ブタジエン	チ. アセトアルデヒド	ツ. 塩化メチル
テ. クロム及びその化合物	ト. 酸化エチレン	ナ. トルエン
ニ. ベリリウム及びその化合物	ヌ. ベンゾ[a]ピレン	ネ. ホルムアルデヒド
ノ. マンガン及びその化合物	ハ. ダイオキシン類	

年度	H23 年度	H23 年度	目標年	目標値
	前期調査	後期調査		
ア	100	100	-	100
イ	100	100	-	100
ウ	100	100	-	100
エ	100	100	-	100
オ	100	100	-	100
カ	100	100	-	100
キ	100	100	-	100
ク	100	100	-	100
ケ	100	100	-	100
コ	100	100	-	100
サ	100	100	-	100
シ	100	100	-	100
ス	100	100	-	100
セ	100	100	-	100
ソ	96.7	100	-	100
タ	100	100	-	100
チ	100	100	-	100
ツ	100	100	-	100
テ	100	100	-	100
ト	100	100	-	100
ナ	100	100	-	100
ニ	100	100	-	100
ヌ	100	100	-	100
ネ	100	100	-	100
ノ	100	100	-	100
ハ	100	100	-	100

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,484,336	2,729,381	2,826,518	1,558,838
		補正予算(b)	0	1,000,000	3,020,000	
		繰り越し等(c)	0	△ 3,000	3,000	
		合計(a+b+c)	1,484,336	3,726,381	5,849,518	
執行額(百万円)	1,367,638	3,602,353	5,669,287			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		30%	-	-	36%	-	-	50%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		6県	-	-	-	20都道県	30都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		国土の35%	国土の39%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%	国土の64%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成23年度末時点で、生物多様性地域戦略については、30道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の60%に達している。「生物多様性」の認識状況については、平成22年度は世論調査を実施していないため、進捗状況は不明であるが、2010年の「国際生物多様性年」にあわせた各種活動を通じて、生物多様性の認識は上昇しているものと考えられる。このため、すべての測定指標において目標値に近づいていると考えられる。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成果を受けて、COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10決定事項の実施に貢献しており、目標達成に向けた取組が進展している。</p>
---------	--

<自然保護保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集>
【これまでの成果】
 ・自然環境保全基礎調査において取得された植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データ及びモニタリングサイト1000において取得された高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングしたデータを着実に蓄積し、これらのデータを効果的に活用・発信することにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。
 ・平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価」を踏まえ、生物多様性評価の地図化を実施し、我が国の生物多様性の現状について評価した計49枚の地図を作成した。
 ・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。

【今後の方向性】
 ・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略を改定し、改定した国家戦略に基づく施策を着実に実施していくことにより愛知目標の達成に貢献する。

<国民への生物多様性に関する普及啓発>
【これまでの成果】
 ・経済活動と生物多様性の関係及びその指標、事業者の生物多様性保全の取組及び保全に資する技術に関する情報収集を行うとともに、経済社会における生物多様性の保全等の促進に向けて求められる各主体の取組及び行政等の支援に関する検討を行った。
 ・生物多様性の主流化に向けて平成24年度から推進していく、生物多様性の経済価値評価の方向性を検討した。
 ・TEEB(生態系と生物多様性の経済学)報告書の概要を分かりやすく示した普及啓発用パンフレットを作成・公表した。

【今後の方向性】
 ・経済社会における生物多様性の主流化の現状を把握し、その他関連情報とともに一元的に発信することなどにより、民間部門における自発的な生物多様性保全等の取組を促進する。
 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及等を推進する。

<国際的枠組への参加>
【これまでの成果】
 ・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行を普及啓発においてリーダーシップを発揮した。
 ・ICRI東アジア地域会合を開催(平成22年6月:タイ)し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
 ・国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約締約国会議などに積極的に関与することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与した。
 ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に関与することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。

目標期間終了時点の総括

・世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上を目指すため、「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を66ヶ国、100名の青年の参加を得て開催し、本会議の成果をCOP10の場において発表した。
 ・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、世界各地域で生物多様性国家戦略の改定支援ワークショップの開催等を支援した。
 ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」が発足した(事務局:国連大学高等研究所)。平成24年3月にはナイロビにおいてパートナーシップ第2回会合を開催した。現在、国、国際機関、団体が構成される合計117団体が加入している。
 ・平成23年5月に名古屋議定書に署名した。
 ・平成24年3月に名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。

施策に関する評価結果

		<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。 ・引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。 ・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。 ・名古屋議定書については、可能な限り早期の締結を目指して、海外の動向等も踏まえ、名古屋議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討を進めていく。 ・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、締約国会合における今後の議論等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な法制度の検討など、締結に向けた必要な作業を進めていく。
--	--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略の改定にあたり、平成23年2月より中央環境審議会自然環境・野生生物部会及びその下に設置した生物多様性国家戦略小委員会をそれぞれ計3回と計7回開催し、学識者の知見を活用した。 ・海洋生物多様性保全戦略策定にあたり、検討会を開催し学識者の知見を活用。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「生物多様性」の認識状況：環境問題に関する世論調査（平成21年6月調査／内閣府大臣官房政府広報室）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>塚本 瑞天 亀澤 玲治</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24 年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	------------------------	-----------------	---------------------

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	265,034	286,941	356,150	267,621
		補正予算(b)	157,000	0	0	
		繰り越し等(c)	0	102,000	△ 1,800	
		合計(a+b+c)	422,034	388,941	354,350	
執行額(百万円)	303,239	383,639	350,085			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		21	19	20	22	22	24	29
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 自然再生事業実施計画策定数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		21地区	18地区	18地区	21地区	24地区	26地区	29地区
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	7地区 100%	9地区 82%	100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産地域の保管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。 ・平成23年度は、自然再生協議会が新たに2地区で設定されるとともに、自然再生事業実施計画が新たに2地区で策定された。 ・環境省の支援等により自然再生事業実施計画が新たに3件策定されるなど、全国各地で多様な主体による自然再生を実施した。 ・国立・国定公園の点検については、平成23年度については11件の見直し計画を立てて、9件の見直しを行った。
	<p><世界自然遺産> 【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全・管理を実施した。 ・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保管理体制の一層の充実を図っている。また、平成23年7月には、世界遺産委員会へ定期報告書を提出した。 ・平成23年度に新たに登録された小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行った。 ・国内候補地である琉球諸島については、地域の協力を得ながら世界的にすぐれた自然環境の価値を保全するための方策を検討した。

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

【今後の方向性】

・世界自然遺産地域(屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島)について、地元の見解と科学的な知見を管理に反映させるための管理体制と保全施策の充実を図る。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保全・管理を推進する。
・世界自然遺産4地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、保全状況の報告に対する勧告や小笠原諸島の遺産登録時の勧告に適切に対応するための措置等を講じる。また、推薦候補地として選定されている奄美・琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など新規登録に向けた必要な価値の整理や保全措置等を進めるとともに、関係機関との調整を図りながら適切な対応を行う。

<自然再生>

【これまでの成果】

・自然再生事業の実施にあたり、計画段階から専門家、地域住民等の参画や地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進するために必要な支援として、自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施した。
・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成23年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計24箇所(23年度単年度では2箇所)設立された。また、同法に基づく自然再生全体構想が24箇所で策定され、自然再生事業実施計画が26件(23年度単年度では2件)主務大臣に送付された。

【今後の方向性】

・多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。

<里地里山>

【これまでの成果】

・里なびホームページによりボランティア希望者に対して活動への参加を募集する団体の紹介や初心者向けの研修会の開催情報を掲載するとともに地域の関心に応じた取組事例や保全活動に関連した文献を検索可能とするデータベースを整備した。
・里地里山の地域の人達や保全活動団体等を対象に、保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で開催(H23までに50ヶ所)し、多くの方々の参加を得た。
・里地里山の保全活用の促進を図るため、地方公共団体、企業、NPO、農林業者等里地里山に関わる様々な主体に対し、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」を策定した。また、本行動計画に基づき、里地里山の保全活用の取組の促進を図るために有効な手法について専門家の意見を聞きながら検討を行った。

【今後の方向性】

・里地里山の保全活用の取組の参考となる特徴的な取組を調査・分析し、その成果を分かりやすく発信するとともに、保全活動の担い手育成等としての技術研修会を開催する。また、里地里山の自然資源の利活用方策など保全活用の促進を図るために有効な手法や多様な主体の参加を促進するための社会システムを構築するとともに、これらの手法等を効果的に活用するために地方自治体や企業、NPO等などと有機的な連携を図ることにより、地域での自律的な里地里山の保全再生の促進を図る。

<国立公園>

【これまでの成果】

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成23年度については、同年度内に見直しをすることとした、霧島錦江湾、西表石垣国立公園等の見直しを行った他、過年度から調整を続けてきた釧路湿原国立公園についても見直しを行った。
・当初、平成23年度内に見直しをすることとしていた2件については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成23年度に見直しすることができなかったが、引き続き平成24年度内に見直しができるよう調整中である。

【今後の方向性】

・国立・国定公園総点検事業や海域の国立・国定公園保管理強化事業の成果をふまえ、国立・国定公園の見直しの計画を順次立てていき、それを着実に実施することとする。また、見直しにあたり関係者との調整が適切に図られるよう、見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータ等の充実を努める。

	<p><地域支援></p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証事業について、平成23年度末までで33件に対し支援を行い、そのうち8件が法定計画の作成に至った。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成23年度末までに35件に対し経費の一部を交付した。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して、地域における生物多様性の保全事業等に経済的な支援を行うことで、生物多様性地域戦略等の策定率の向上や、国土全体の生物多様性の保全再生の推進を図る。
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産地域(/候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。 ・自然再生協議会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。 ・里地里山保全活用行動計画の策定にあたり検討会を開催し、有識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	塚本 瑞天 桂川 裕樹	政策評価実施時期	平成24 年6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-23)

施策名	目標5-3 野生動物の保護管理				
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,710,066	1,843,609	1,832,295	1,463,408
	補正予算(b)	151,049	0	0	0
	繰り越し等(c)	40,000	41,800	99,800	
	合計(a+b+c)	1,901,115	1,885,409	1,932,095	
執行額(千円)	1,821,042	1,857,073	1,881,815		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	第3次レッドリストの公表	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		9箇所	20箇所	17箇所	19箇所	17箇所	23箇所	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(鳥獣保護制度の継続的見直し)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		-	-	-	-	鳥獣保護基本指針の見直し	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行っている。 従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。また、同法施行から5年が経過したことから、施行状況の検討作業に着手した。あわせて、平成25年度中の完成・公表を目指し、「外来種被害防止行動計画(仮称)」、「外来種ブラックリスト(仮称)」の検討を開始した。 鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、平成19年に策定した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更を行うとともに、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存> 【これまでの成果】 ・平成23年度に、絶滅危惧種の保全に関する点検を実施し、保全の現状を把握するとともに、今後の絶滅危惧種の保全にあたって必要な取組について提言を得た。 ・レッドリスト掲載種(現在3,155種)をより効果的に保全していくため、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を実施した。 ・ワシントン条約第15回締約国会議における附属書改訂提案に対し、科学当局として情報を基に適切な対応を検討するとともに、条約対象種の審査マニュアルを作成し、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引の適正化に寄与した。</p> <p>【今後の方向性】 ・レッドリストを平成24年度に公表し、25年度にはレッドデータブックをとりまとめる。また、絶滅危惧種の保全の点検結果等を踏まえ、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を受けて、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」を作成する。 ・ワシントン条約に関しては、今後も締約国会議における議論や個別の国際取引の課題に対応するために必要な調査等を計画的かつ効果的に執行する。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> 【これまでの成果】 ・従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除事業を実施することにより、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。 ・外来生物法に基づき、平成23年度までに特定外来生物を105種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、鳥嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。 ・カルタヘナ法に基づき遺伝子組換え生物の使用、承認にあたって、学識経験者の意見聴取会を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(H23は67件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っている。</p> <p>【今後の方向性】 ・外来生物法に基づく規制や防除事業を引き続き実施する。また、外来生物法施行後5年を経過したことから、平成24年度中に施行状況の検討を行いつつ、更に効果的な法律の運用、防除事業の実施を図る。既にその一環として、平成23年度から、「外来種被害防止行動計画(仮称)」「外来種ブラックリスト(仮称)」の検討を開始しており、平成25年度中の完成・公表を目指す。 ・遺伝子組換え生物については、引き続き最新の知見を情報収集しつつ法に基づき生物多様性影響を防止するため、適切に審査を実施するとともに、国民への情報提供、意見聴取を実施していく。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> 【これまでの成果】 ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、生物多様性の保全や特定鳥獣の保護管理の推進を図るとともに、感染症への適切な対応を行う他、時代に即した鳥獣保護管理を実施するため、当該指針の見直しを行った。 ・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、都道府県等と連携して全国の野鳥の監視体制を強化して対応を図った。</p> <p>【今後の方向性】 ・新たな「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、適正な野生鳥獣の保護管理のより一層の推進を図っていく。 ・鳥インフルエンザの今シーズンの全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスの適時適切な実施や渡り鳥の飛来状況調査など、着実に危機管理対応を実施していく。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業や、レッドリストの見直し等において、検討会での専門家による指摘や知見を活用し、効果的・効率的に保全施策を実施している。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>亀澤 玲治</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理				
施策の概要	自治体、動物取扱業者による飼い主等への適切な指導、適正な飼養管理に関する普及啓発、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。				
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	211,457	210,592	138,193	101,354
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	△56,850	47,977	8,873	
	合計(a+b+c)	154,607	258,569	147,066	
執行額(千円)	134,875	186,542	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) ・都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。 ・犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。				

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	29年度
		418千頭	336千頭	315千頭	272千頭	249千頭	-	209千頭
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	2 犬及び猫の殺処分率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	29年度
		94%	89%	88%	85%	82%	-	減少傾向維持
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	29年度
犬33% 猫18%		犬44% 猫26%	犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	犬66% 猫36%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間行事を中心とした各種普及啓発事業の推進や都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取り組みを着実に実施することで、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。 平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的とした普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。
	<動物愛護管理の推進> 【これまでの成果】 ・動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催、ホームページや各種パンフレット等の活用といった各種普及啓発事業を実施した。 ・都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主へ適正譲渡するため、施設の新改築に対する整備費補助、再飼養支援データベース・ネットワークシステムの運営管理及び関係自治体の職員等を対象とした講習会の開催等を実施した。 ・動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、毎年動物愛護管理基本指針の点検を図るとともに、平成22、23年度で実施している動物愛護管理法の見直しにかかる課題の解決に向けた検討を実施した。 ・東日本大震災に発生に伴い、被災地でのペットの適正飼養に必要なケージ及びテントを購入するとともに、福島第一原子力発電所の半径20km圏内に取り残された被災ペットの保護活動を福島県等と協力して実施した。

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策を行う。 ・都道府県等における動物の収容・譲渡活動を支援するための、施設整備補助、普及啓発、技術的助言、施設整備補助及び再飼養支援データベース・ネットワークシステムの充実等を継続する。 ・動物愛護管理基本指針について、策定から5年を目途とした見直しにかかる施策の進捗状況の実態を把握し、新たな目標等を検討する。 ・東日本大震災の発生を受けて、関係自治体及び団体等が取り組んだ被災動物の救護活動の記録集作成と、同様の大規模災害発生に対応した被災動物対応マニュアルの整備を行う。 ・平成24年に予定される改正動物愛護管理法について、次の取り組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①パンフレットや説明会等による改正法の普及啓発 ②改正法に基づき、必要な政省令の改正及び基準・ガイドラインの策定 <p><ペットフードの安全性の確保></p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会やシンポジウムの開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。また、犬猫以外のペットフードも法の対象とするか検討するために必要な調査を実施した。更にペットフードの安全性の確保のために必要な基準・規格の検討を実施した。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ペットフードの安全性に関する知見の収集に務め、ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備を図る。
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月頃に中央環境審議会動物愛護部会を開催し、動物愛護管理施策の進捗状況を報告し、意見内容は当該年度の動物愛護管理基本指針フォローアップ調査に反映している。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度動物愛護管理行政事務提要(平成22年度末時点) ・動物愛護に関する世論調査(平成22年9月調査)(平成15年7月時点) ・平成23年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>動物愛護管理室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>西山 理行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	11,214,137	10,935,298	10,514,342	8,492,023
		補正予算(b)	4,095,074	0	500,000	
		繰り越し等(c)	△ 2,242,887	2,418,469	△ 184,077	
		合計(a+b+c)	13,066,324	13,353,767	10,830,265	
	執行額(千円)	11,946,669	12,394,797	10,103,170		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日閣議決定)第2部第2章第3節3「自然とのふれあい活動の推進」「自然とのふれあいの場の提供」					

測定指標	1 自然とのふれあい場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	916,845	894,798	897,846	886,844	集計中	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	-	-	1	1	1	3
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		135,873	132,677	127,930	124,925	集計中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成等によりエコツーリズムを推進した。また、全国30の国立公園等における自然とのふれあいの推進を図るため、安全かつ快適に自然を体験できるよう公園利用施設の新設及び老朽化施設の更新や、自然環境保全のための施設の整備を実施した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。
	目標期間終了時点の総括	【これまでの成果】 ・自然とのふれあいに関する情報の提供や人材の育成、エコツーリズムの総合的な推進(地域への技術的助言・情報収集・広報活動等)により、自然の保全と適正利用の推進を図った。また、全国30の国立公園等において、公園利用施設の新設・更新や自然環境保全のための施設の整備を実施するとともに、都道府県等が行う国定公園等の公園利用施設の整備に対して支援を行い、自然とのふれあいの場の提供を推進した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。 【今後の方向性】 ・「自然と共生する社会」の実現に資するよう、今後も国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にすることを目的とした自然ふれあいメニューの拡充やエコツーリズムの推進を図るとともに、安全で快適な国立公園等における公園施設の整備や温泉の適正利用を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名	堀上 勝 大庭 一夫	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------------------------	--------	---------------	----------	---------

施策名	目標5-6東日本大震災からの復旧・復興(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	被災した陸中海岸国立公園等の復旧、地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成に取り組むほか、被災ペット保護活動を支援する。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 福島第一原子力発電所の半径20km圏内(警戒区域内)に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、保護したペットをシェルターにおいて適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還、譲渡を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	0	1,399,644
		補正予算(b)	-	-	699,950	-
		繰り越し等(c)	-	-	△ 512,684	-
		合計(a+b+c)	-	-	187,266	-
執行額(千円)		-	-	147,607	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) ・津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))					

測定指標	1 三陸復興国立公園の公園計画を策定し、段階的に指定を行うとともに、長距離自然歩道の設定、エコツーリズムの推進、自然環境の保全・再生等を行うことを通じ、地域を復興するとともに自然と共生する社会を実現することを目標とする。ただし、地域の復興と自然共生社会の実現は定量的に目標を設定することは困難であることから、現時点では公園の指定及び公園計画の策定数を測定指標とする。	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンを策定	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 安全かつ適切な公園利用の推進や自然環境の保全のために、陸中海岸国立公園の公園利用施設の復旧等を目標とする。ただし、自治体ごとの復興計画等と調整しつつ、復旧事業に着手した段階にあるため、現時点での定量的な目標値は設定できないことから、陸中海岸国立公園内の主な集中復旧区域数を参考指標とする。	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	0(3箇所について着手)	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 警戒区域内における被災ペットの保護活動を行い、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪でペットが野生化したり繁殖により増加することで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目標とする。ただし、被災ペットの生息数を把握することは困難であることから、定量的な目標は設定できないが、警戒区域における被災ペットの保護数を参考指標とする。	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	保護数 犬428頭 猫321頭	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
目標の達成状況	・三陸復興国立公園の創設に向けて、平成24年3月に中央環境審議会の答申を受け、同年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定した。							

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><三陸復興国立公園の創設> 【これまでの成果】 ・三陸復興国立公園の創設に向けて、平成24年3月に中央環境審議会の答申を受け、同年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定した。 ・7つのグリーン復興プロジェクトのそれぞれについて、基礎調査、地方公共団体等の地域の関係者との調整等を実施するなど、取り組みを進めた。 【今後の方向性】 ・7つのグリーン復興プロジェクトを着実に推進する。</p> <p><陸中海岸国立公園の復旧> 【これまでの成果】 ・陸中海岸国立公園の利用拠点の一部について、被災箇所の応急的な復旧工事や仮設トイレの設置等を行うことにより、供用を再開した。 ・陸中海岸国立公園の利用拠点において、本復旧に向けた調査・設計を進めるとともに、一部の施設の本復旧工事に着手した。 【今後の方向性】 ・陸中海岸国立公園の利用拠点において、引き続き本復旧に向けた調査・設計及び関係機関等との必要な調整を進めつつ、準備の整った箇所から順次復旧工事に着手する。</p> <p><警戒区域内における被災ペット保護活動> 【これまでの成果】 ・平成23年5月10日から8月26日まで、住民の一時立入と連動して、環境省と福島県が全面的に協力し、他の自治体、緊急災害時動物救援本部、獣医師等の協力を得て、被災ペットの保護活動を実施。 ・住民の一時立入が一巡した後は、放浪している犬・猫の保護活動を継続して実施。 ・保護したペットは、福島県内のシェルターで飼養管理を行いながら、飼い主への返還、譲渡を実施。 【今後の方向性】 ・警戒区域内における被災ペットの保護活動を継続して実施し、飼い主への返還、譲渡を行う。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定する際に、中央環境審議会での5回の議論を経た答申を活用した</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>桂川裕樹 大庭一夫 西山理行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---------------------------------	-----------------	----------------

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	406	315	164
		補正予算(b)	-	27,871	0	-
		繰り越し等(c)	-	74,631	0	
		合計(a+b+c)	-	102,908	0	
	執行額(千円)	-	102,833	270		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 環境ビジネスの市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	32年度
		約70	約74	約75	約67	約69	調査中	約50増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	2 環境ビジネスの雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	32年度
		約140	約174	約180	約180	約185	調査中	約140増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	別紙のとおり					-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	4 (間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		13年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		約30/ 約12	48.8/ 26.9	51.6/ 29.3	54.6/ 24.7	56.0/ 25.9	調査中	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○中小企業の環境配慮型経営を促進する「エコアクション21」は、平成27年度の達成目標である認証取得件数6,000件を、平成22年度で達成した。</p> <p>○エコ/SRIファンドの公募投資信託の純資産高は他の投資信託と同様に減少したが、設定数は伸びている。</p> <p>○環境報告書作成割合は、上場企業については増加傾向にあるが、総じて横ばい。</p> <p>○「第二次循環型社会形成推進基本計画」において、平成27年度までにすべての地方公共団体が組織的にグリーン購入法を実施することを目標としており、平成23年度における取組率78.6%となるほど、着実に取組率が上昇している。</p> <p>○「地球温暖化対策のための税」の導入や、車体課税のグリーン化等により、税制全体のグリーン化を推進。</p> <p>○「新成長戦略(平成22年6月閣議決定)」における「2020年までに50兆円超の新規市場の創出、及び140万人の雇用の創出」を目標としており、平成22年における環境ビジネスの市場規模及び雇用規模はそれぞれ約69兆円、約185万人となっている。</p>
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」による報告書(平成22年6月)において提言された環境金融の更なる促進策を受け、平成22年度～平成23年度の施策に活用。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定資料4 ・環境省「平成21年度環境にやさしい企業行動調査」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html)
---------------------------	---

担当部局名	環境経済課・環境計画課	作成責任者名	環境経済課課長 正田 寛	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------------	--------	-----------------	----------	---------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	年度ごとの目標値					目標値	
	平成 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成27年度	
地方公共団体	-	76.2	76.0	73.1	73.8	78.6	100.0	
上場企業	-	77.5	77.8	81.1	78.9	調査中	約50	
非上場企業	-	70.3	70.7	69.8	68.1	調査中	約30	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				
施策の概要	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	-	82	80	96
	補正予算(b)	-	-	84,000	-
	繰り越し等(c)	-	4,439	-	-
	合計(a+b+c)	-	4,521	84,080	-
執行額(千円)	-	3,997	84,043	-	-
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施				

測定指標	都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	-	-	15.0%	55.8%	83.0%	100.0%
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		-	-	2.3%	5.1%	9.3%	増加傾向の維持	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)については、特例市以上の地方公共団体において着実に策定自治体数が増加しており、特例市未満についても増加傾向にある。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	大学教授や専門機関の研究者等を含めた検討会にて、土地利用・交通分野、地区・街区分野における温室効果ガスの削減手法や削減効果、実施手法等の詳細について調査を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成23年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	環境計画課	作成責任者名	加藤 庸之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				
施策の概要	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				
達成すべき目標	各主体間のネットワークが構築され、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を通じて環境パートナーシップが形成される。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	253,346	254,898	228,677	203,209
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰り越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	253,346	254,898	228,677	
執行額(千円)	234,834	244,116	224,502		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) 				

測定指標	1 ホームページアクセス件数(万件) (22年度より全EPOのデータを集計)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		22	448	585	600	494	676	-
	年度ごとの目標値		増加傾向を維持					
測定指標	2 メールマガジン配信人数 (23年度より全EPOのデータを集計)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		23	7,907	8,791	10,905	10,758	11,856	-
	年度ごとの目標値		増加傾向を維持					
測定指標	3 パートナーシップ事例数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		19	138	170	162	168	179	-
	年度ごとの目標値		増加傾向を維持					
測定指標	4 パートナーシップ連携団体数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		19	1,040	1,531	1,439	1,530	1,674	-
	年度ごとの目標値		増加傾向を維持					

施策に関する評価結果	目標の達成状況	URLドメインを変更したことにより一時的に減少したが、ホームページやメールマガジンを通じた情報の集積・交換・提供は順調に推移している。パートナーシップ事例、連携団体数も着実に増加している。各主体間のネットワーク構築、パートナーシップの形成が進んでいる。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	民間活動支援室	作成責任者名	河本晃利	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	------	----------	---------

測定指標の各EPO実績

		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	
ホームページアクセス件数(万件)	19年度	26	-	374	17	18	6	7	-	448	単位:万件
	20年度	47	-	472	19	25	7	15	-	585	
	21年度	71	-	440	23	28	8	29	1	600	
	22年度	96	6	259	61	28	6	37	1	494	
	23年度	121	6	453	39	28	3	25	1	676	
メールマガジン配信人数	19年度	-	900	3,731	440	2,457	250	129	-	7,907	単位:人
	20年度	-	1,250	3,795	510	2,578	-	158	500	8,791	
	21年度	1,024	1,700	3,845	809	2,824	-	203	500	10,905	
	22年度	1,548	1,428	3,169	674	3,227	-	212	500	10,758	
	23年度	2,174	1,386	3,608	700	2,984	245	259	500	11,856	
協働取組連携事例数	19年度	17	33	51	12	4	5	13	3	138	単位:件
	20年度	16	22	61	8	5	6	40	12	170	
	21年度	14	24	47	12	6	6	40	13	162	
	22年度	11	27	41	20	5	7	34	23	168	
	23年度	18	28	44	15	5	13	33	23	179	
協働取組連携団体数	19年度	54	97	525	210	46	21	81	6	1,040	単位:団体
	20年度	67	135	799	136	60	25	188	121	1,531	
	21年度	91	96	611	152	99	21	257	112	1,439	
	22年度	82	164	570	88	141	29	230	226	1,530	
	23年度	139	253	425	91	104	76	230	356	1,674	

※ -は、事業は実施したが、データの集計が出来なかったもの

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

(環境省23-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	「持続可能な開発のための教育(以下ESD)」活動の参画促進や活性化を促すとともに、国連大学の「ESDの地域拠点(以下RCE)」づくり等の事業を支援することで持続可能な社会づくりの担い手育成を図る。また、企業が行う社員向け環境教育の強化や教職員及び地域の環境活動リーダーによる地域の学校教育の支援、大学生等将来の環境教育の担い手育成を図るほか、東日本大震災の経験と新たなESDの取組などを世界へ発信することで環境教育・環境保全活動の底上げを図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	574,348	339,113	329,521
		補正予算(b)	—	0	0	0
		繰り越し等(c)	—	△ 9,993	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	—	564,355	(※記入は任意)	
執行額(千円)	—	539,902	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定) 					

測定指標	1 「+ESDプロジェクト」活動登録数	基準値	実績値					目標値
		22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		61	—	—	—	61	120	—
年度ごとの目標値								
2 地域における環境保全活動のための取組参加率(「環境に優しいライフスタイル調査より」)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
	34.0%	—	—	—	34.0%	—	—	
年度ごとの目標値								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	施策の総合的な展開を通じて、ESD活動の推進、教職員や大学生、環境活動リーダー等の持続可能な社会づくりの担い手育成や企業の環境教育の支援等を図ることで環境教育・環境保全活動の底上げを図っているところ。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム報告書」(平成23年7月14日) ・「『国連持続可能な開発のための10年』関係省庁連絡会議」 ・「環境教育等推進専門会議」(平成23年10月～平成24年5月)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局	作成責任者名	宮澤俊輔	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施					
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					
達成すべき目標	今日の環境問題及び内外の社会経済の状況により即した第四次環境基本計画の策定及び環境白書の作成等による環境保全に関する施策の効果的な実施。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	74	80	64
		補正予算(b)	—	0	0	0
		繰り越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	74	80	
執行額(千円)	—	57	69			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	年度ごとの目標値					
	1 第四次環境基本計画の閣議決定		施策の進捗状況(実績)			目標年度
			平成23年度に第三次環境基本計画の見直しを行った。(平成24年4月に第四次環境基本計画を閣議決定)			-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度に第三次環境基本計画の見直しを行った(平成24年4月に第四次環境基本計画を閣議決定)。
	目標期間終了時点の総括	平成23年3月の環境大臣からの環境基本計画に関する諮問を受け、第三次環境基本計画の点検結果等を踏まえ、中央環境審議会総合政策部会において環境基本計画の見直しを行った(平成24年4月に第四次環境基本計画を閣議決定)。なお、本計画では、目指すべき持続可能な社会を、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」とし、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」「国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化」「持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成」「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進」の4つの方向性が掲げられた。この方向に沿って、3つの事象横断的な分野と6つの事象面で分けた分野からなる9つの重点分野をはじめとした施策を示した。さらに、これらに加え、東日本大震災及び原子力発電所事故を踏まえ、エネルギー・温暖化対策の一体的な見直し、災害廃棄物処理、放射性物質による環境汚染対策等についても、記述した。今後は、各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図っていく。また、中央環境審議会における点検の際に、計画で定めた指標を効果的に活用できるよう指標の適切な運用・見直しを行う。

学識経験を有する者の知見の活用	平成23年3月の環境大臣からの「環境基本計画について」の諮問を受け、中央環境審議会総合政策部会において審議が行われた。なお、平成24年4月に同審議会から環境大臣に対して答申が行われ、これを踏まえ、第四次環境基本計画を閣議決定した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境計画課	作成責任者名	加藤 庸之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-40)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)		210	250	204
		補正予算(b)		0	0	0
		繰り越し等(c)		0	0	
		合計(a+b+c)		210	250	
執行額(千円)		167	213			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施 1 累積件数(途中から法に基づく手続きに乗り換えたものの内数)[件]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		177(50)	179(50)	188(50)	196(50)	203(50)		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
2 上位計画等に係る環境省意見の提出回数[回] ※一案件で複数回提出する場合もある	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	1	-	3	4		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年4月に第177回通常国会において、「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立・公布された。これに伴い、政省令に加え、環境影響評価の技術的事項に関し、全事業種に共通する基本となるべき考え方を定めた基本的事項(告示)の改正を行った。 また、環境影響評価制度の普及・啓発や環境影響評価の知見・技術の向上を図るため、平成10年度よりウェブページにおいて、手続状況や環境アセスメントに関する情報を提供している。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	○風力発電を環境影響評価法の対象に追加するに当たっての技術的事項について検証が必要となったため、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を開催し、対象とする事業の規模要件等について提言を受けた。 ○環境影響評価法の改正等を受けて、環境影響評価に関する基本的事項の見直しが必要となったため、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」を開催し、法改正により追加される配慮書及び報告書手続等の実施方法等について提言を受けた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	環境影響評価課	作成責任者名	上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-41)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	9,956,418	13,008,853	12,729,705
		補正予算(b)	-	-	308,797	-
		繰り越し等(c)	-	△312,473	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	9,956,418	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	9,540,030	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)において、以下のことが述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術は、我が国の豊かさや人々の安全な暮らしの実現、経済をはじめとする国力の基盤の構築に資するとともに、知のフロンティアを切り拓き、我々人類の直面する課題の克服に貢献するための手段である(第1章 4.(1)) ・新たな価値の創造に向けて、我が国や世界が直面する課題を特定した上で、課題達成のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとともに、イノベーションの源泉となる科学技術を着実に振興していく必要がある。(第1章 4.(2)①) 					

測定指標	1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	18/21 (85.7%)	22/33 (66.7%)	26/36 (72.2%)	20/38 (52.6%)	18/46 (39.1%)	60%以上
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	2 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
	87	48	87	87	72	49	対象技術分野数×10	
年度ごとの目標値	-	50	60	70	70	80	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境研究総合推進費(競争的資金)については、測定指標の実績値低下に対応し、中間評価の厳格化と適切なフィードバックにより、確実な所期目標達成支援を図っているところ。 ・環境技術実証事業における実証技術数については、手数料徴収体制に移行した分野があったことなどから、23年度は目標値に及ばなかったが、近年安定的に推移し、通算443技術を実証しており、アメリカに次いで世界トップレベルの実績を有している。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	研究・技術開発課題については、外部有識者により事前・中間・事後評価を実施しており、その評価結果を踏まえ研究・技術開発を実施している。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境技術実証事業:実証技術情報(実証結果一覧) http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html

担当部局名	環境研究技術室 環境計画課	作成責任者名	長坂 雄一 加藤 庸之	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-42)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	-	1,430,397	13,153,920	1,791,328
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	-	1,430,397	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	1,355,626	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次環境基本計画	平成18年4月閣議決定	第二部第1章第9節第2項5(1)「…、環境情報に関する国民の満足度について、環境基本計画の見直しのために実施するアンケート調査によりその実態を把握し、当該満足度が90%を超えることを目標とします。」		

測定指標	1 環境情報に関する国民の満足度(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	17.7	24.4	17.9	16.5	-	90超
年度ごとの目標値								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の「環境情報に関する国民の満足度」は16.5%と、第3次環境基本計画における目標値である90%超を下回っている。 環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象として40コース(45回)の研修を実施し、1,743名が所定の課程を修了した。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年度に予定している「平成17年版環境分析用産業連関表」の整備に向けて、学識経験者等から構成される検討会を設置し、専門的な検討をいただいているところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室	作成責任者名	加藤 庸之 鎌形 浩史 太田 志津子 中尾 豊	政策評価実施時期	平成24年 6月
-------	--	--------	----------------------------------	----------	-------------